

「出来高部分払方式」試行実施要領の策定・通達（H14.8）

第一次試行(2件の工事)を通じた効果と課題を実証的に明らかにした。今後、より一層効果的かつ効率的な実施に向けて、試行を重ね、試行結果をフォローアップし次の実施方法にフィードバックしていくことが重要である。このため、第一次試行結果や諸外国の実態調査結果等を踏まえ、統一的な試行実施要領を策定(平成14年8月国土交通省課長通達)して、工事件数を大幅に増やし試行を全国に展開することとした。

【試行実施要領(平成14年8月)の主な内容】

部分払の頻度

毎月、請負者が出来高に応じて部分払を請求できることとする。ただし、毎月漏れの無い請求を義務付けることはせず、請負者が工種や工区の区切りに留意し請求できるようにすること、請求日を月末に統一することなど、効率化を図る。

前払金

現行の前払金の率40%は基本的には変えないが、着手時は20%までとし、出来高が2割を超えてから残り20%を支払うこととする。

下請業者への支払に対する指導

下請業者への工事代金を、速やかに現金または短期手形(90日以内)で支払うよう、発注者は請負者を指導する。

設計変更協議

指示・協議の段階で、その都度、契約変更の対象か否かを受発注者双方で確認する。

既済部分検査

既済部分検査では、出来形を重点的に検査し、品質等については主として監督職員が実施したものを検査職員が確認することをもって検査するなど、迅速化・効率化を図る。なお、検査職員の任命にあたっては、検査の重複を極力避けるため、出来る限り同一の検査職員を任命するものとする。

単価等の合意

以後の部分払の請求に対する請負代金相当額の算定、決定がより円滑にできるように、契約当初に単価等の合意を行っておくことを推奨するものとする。

効果等の把握(フォローアップ)

本方式の試行にあたっては、本方式の今後の一層効果的かつ効果的な実施施策の検討に資するよう、効果及び課題の把握等を行うものとする。